

トータル保険だより

2014年4月号



(有)トータル保険がみなさんにお届けするニュースレターです。

《発行元》

有限会社トータル保険

平成26年4月1日 第216号

〒997-0853 鶴岡市小淀川色田69-28

TEL:0235-25-1315 FAX:0235-25-1064

URL: <http://total-hoken.net/>

心にかける守り

ボクも、昔のことを思い出してなつかしむような歳になり、旧い友のことを思い浮かべて、ふと気づいたことがあります。

それは、「あいつはこんな男だった」という、「こんな男」が、「どんな男」であったかというところ、「走るのが速かった」とか、『野球がうまかった』というように、目に見えることで憶えている友と、もうひとつ、『いい奴だった』とか、『やさしい奴だった』というように、生き方の全体や、その印象で憶えている友という、二種類の思い出し方、友がいるということなのです。

そして昔、「スゲー(すごい)」と感心し、うらやましく思っていた目に見えることより、目に見えない心のあり方についての思い出を持った友が、今では「たいしたもんだった」と思えるのです。

そんな友のひとりに、T君がいました。中学・高校と、毎日一緒に遊んでいました。彼は、人の悪口を聞くのが大嫌いな男でした。友達が何人か集まって話をしてる最中、ある男の話が出るとします。そのうち、その男の悪い話が出てきます。すると、きまってT君が「おい、悪口はやめようぜ」と、止めたものです。

悪口を聞くのがイヤな男でしたから、T君は人の悪口は絶対に言いませんでした。そんな彼は、大学を出て建設会社に入社しました。

人の悪口を言わない彼は、『人の良いところが見える』人間になっていったのです。だから、多くの人に慕われ、お世話ができるようになりました。今では、多くの部下のめんどうをみる立場の役について働いています。

中学生だった彼が、人の悪口を聞くのが嫌いになった理由は、お父さんにあつたようです。お父さんはT君にいつも、「人の悪口を言うもんじゃあない」と言っていたそうです。その言葉、お父さんの教えは、彼の『心の守り』になりました。それも少年時代だけではなく、ずっと大きくなっても心の守りとなつて、それが今では、「人の良いところが見える」という、心の力にまで成長したのだと思います。

私たちは、眠っている時以外は、何かをしています。その時は、「こんなふうにする」ということと、「こんなことはしない」という心の働きのどちらかです。

ボクは今一度、自分の心の働きを見つめ直し、T君の『心の守り』のように、その人の一生となるような、

『心の守り』を持ち続けたいと思います。



「」なら 安心できます

鶴岡市温海 T-H様

自動車保険に加入しなればと思つていましたが、ここに加入しようかと思つていました。トータル保険さんとは面識もなかったのですが、通勤の際、毎日トータル保険さんの前を通つていましたのでホームページを見て電話をし、仕事帰りの時間でも良いということでしたのでイザ事務所へ！

説明が丁寧で分かりやすい言葉で話してくれ、要望なども聞いてくれました。

今年、二人目の子が誕生しました。生命保険も取り扱っているということで、早速申込みをしました。私達、若い家族をこれからも守って下さい。



花粉症環境保健マニュアルより

最近では初期療法といって、花粉の飛散開始前または症状の極軽い時から薬物を予防的に服用することで、症状の発現を遅らせたり、症状を軽くしたりする方法が多くなっていますが、基本的には薬物による治療法になります。花粉症の症状が重い場合には耳鼻咽喉科や眼科での受診をお勧めします。他に内科や小児科、アレルギー科などでも診療を受けます。なお、花粉症の季節は風邪が流行する時期と重なっており、初期の症状もくしゃみや鼻水と似ています。しかし、花粉症では眼のかゆみを伴うことが多く、風邪と違って熱が高くなることはありません。

医療機関では、薬物療法に経口薬、点鼻薬、点眼薬を処方します。経口薬では

第2世代の抗ヒスタミン薬がよく用い

られています。鼻づまりが強い場合には抗ロイコトリエン薬も使われます。点鼻薬としては噴霧用の局所ステロイド薬、点眼薬は第2世代の抗ヒスタミン薬やステロイド点眼薬が使われます。ステロイド点眼薬は緑内障を悪化させるなどの副作用があり、使用の際は眼科の先生と相談してください。症状の度合いや鼻づまりの程度によってどのような薬物を選択するかガイドラインもできています。現在は薬物だけでは花粉症の症状を完全におさえることは難しく、自らが原因である花粉のばく露から身を守るセルフケアと薬物を用いるメディカルケアを同時に行うことが必要になります。



◆営業時間

朝9時から夜8時まで

◆お手伝いできること

- ・家計の見直し（生命保険・火災・自動車保険全般）
- ・住宅ローンアドバイス、ライフプラン作成、遺言アドバイス
- ・相続アドバイス（生命保険の活用含む）

◆主な資格

ファイナンシャルプランナー（AFP）
認定保険代理士
相続診断士



サラリーマン川柳

日本全国三〇、四九〇句の中から選ばれた優秀100句。第26回サラ川を彩る傑作の数々をご紹介します。今回は5作をご紹介します。

- ① いい夫婦 今じゃどうでも いい夫婦
- ② 電話口 「何様ですか？」と 聞く新人
- ③ 「辞めてやる！」 会社にいいね！と 返される
- ④ 風呂にいた ムカデ叩けば ツケマツゲ
- ⑤ ダルビッシュ 一球だけで 我が月給



えふぴーカフェ:暮らしに役立つミニ情報

ー相続人の「遺留分」とは何ですか？ー



Answer

「遺留分」とは…

亡くなった人（被相続人）の財産は、遺言によって被相続人の意思が尊重されるように分配できます。

しかし、仮に他人にすべての財産を残すという内容の遺言では、残された家族は困ってしまいます。

そうした事態を避けるため、被相続人の一定の近親者には、相続財産のうち一定の割合を相続できるように民法によって保証されています。また、遺留分を請求する権利のことを「遺留分減殺請求権」といいます。

遺留分の権利を持つのは、法定相続人のうち、子又はその代襲相続人、配偶者、直系尊属で、兄弟姉妹にはありません。

例) 被相続人が夫、法定相続人が妻と子2人の場合

【法定相続分】

妻が2分の1、子が残りの2分の1を均等、つまり4分の1ずつとなります。

【遺留分】

妻が4分の1、子が8分の1ずつとなっています。

(ファイナンシャルプランナー・相続診断士 大川 淳)